

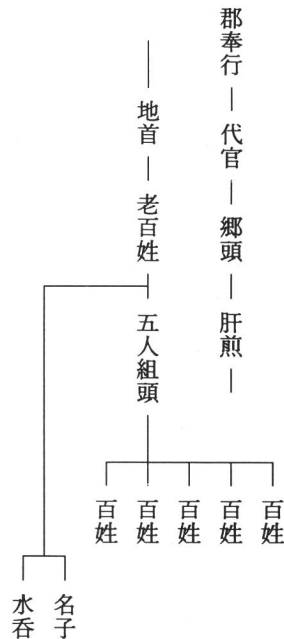


小松彼岸獅子舞

四 会津藩村方統治と郷村組織

村の百姓は、土地を持ち年貢を納める本百姓と、土地を持たない水呑や本百姓に使われている名子・年季奉公人など、本百姓でない百姓の二つに分かれていた。百姓は五人ずつの五人組に分けられ、年貢を確実に納めるために、お互い協力し助けあった。五人組の頭は組頭で、その上

に村の百姓を代表する老百姓・地首がしら・肝煎きまじりなどの村役人がいた。
左図は会津藩村方統治の機構である。



村をいくつか集めたものを組といい、その組をまとめる役に郷頭ごうがしらがあった。郷頭は農村においてきわめて大きな存在であった。藩では代官を派遣し、一の組を担当させ、さらに郡奉行が郡内全部の民政を司るしくみになっていた。代官所や郡役所の置かれた場所には変更があるが、天明八年（一七八八）には、藩内の四か所に郡役所が置かれた。左表は中荒井村に置かれた郡役所の組織である。

郡役所所在地		代官所在地		管轄区域	
中荒井組 中荒井村		会津郡飯寺村	橋瓜組・青木組	高田組・中荒井組	
		〃 高久村	高久組・青津組		
		河沼郡坂下村	坂下組・牛沢組		
		大沼郡高田村			